

○山井委員 民主党の山井です。

これから四十分間にわたりまして、安倍総理に質問をさせていただきたいと思います。この間、柳澤大臣とは、もう何度も何度も同じ質疑をしておりますので、きょうはせつかくの総理入りということですから、ぜひ安倍総理、制度の細かい議論は私はいたしません、原則のことを議論したいと思いますので、御議論をいただければと思っております。

それで私、今、与党の方の質疑を聞いていて、報道によると、消えた年金記録の救済、被害者の何かすごい救済策を発表されるのかなと思って非常に期待をしていたんですが、今の答弁を聞いていたら、今までやってきたことをきっちりするというので、そういう意味では、本当にこれでこの方々の不安が解消されるのかなということを感じました。

私は、この最終日、非常に不思議だったのが、重要広範議案であって、以前から、最後、安倍総理が来られたらテレビ入りで質疑をやるとういうことを言っていたのに、急にテレビ入りにしないということをやったとあってこられて、いい案を出されるのだったら、テレビの前で正々堂々と言われたらそれこそ国民の皆さんも安心されるんじゃないかなと思ったのに、与党の方々がNHKに大相撲が理由で断られたということを知ったんです。何かそういうことも実際にはないそうでありまして、なぜテレビ入りにならないのかなということを知り、不思議に思っております。やはり、国民の信頼回復のためにも、本来テレビを入れてやるべきではないかということを知り、思っております。

それでは、安倍総理にお伺いをいたします。

安倍総理、振り込め詐欺というのがありますね、振り込め詐欺。振り込め詐欺というのは犯罪なんですけど、なぜこれは悪いんでしょうか、安倍総理。

○安倍内閣総理大臣 ただいま御質問で、これは犯罪なんですからおっしゃいましたね。犯罪だから悪いのは当たり前です。

○山井委員 どういう趣旨で振り込め詐欺は悪いんですか。

○安倍内閣総理大臣 犯罪は悪いに決まっているじゃないですか。そもそも振り込め詐欺というのは、これは詐欺ですから、詐欺行為そのものは犯罪であります。ですから、そういう犯罪というのはやってはいけない、だから悪いのは当たり前だ、このように申し上げたわけでありまして。

特に、この振り込め詐欺は、例えば肉親に対する心配等を利用して、そしてだます。また、お年寄り等がお孫さんや子供のことを心配している、そういう人の情、人情につけ込んでお金を振り込みさせる。こういう手口自体に大変な悪質性を私は感じ、憤りを感じるところであります。

○山井委員 私も、今の安倍総理の意見には全く同感であります。

それでは、具体的に、今、消えた年金記録の被害者としておられる方の話をしながら議論をしていきたいと思っております。

お手元に資料をお配りしております。この方は、六十歳の定年時のときに裁定を申し出たところ、何と七年十一カ月分は記録が見つからなかった、そして、一年半しか厚生年金を支給されなかったということです。それで、何度も社会保険事務所に交渉されたけれども、記録がないということで却下されました。それから十六年たって、七十六歳のときに、テレビでいろいろ社会保険庁の不祥事が報道されて、そして、ふともう一回、年金手帳を見直してみたら、一番最後のページに、ある事務所の判こがあった。それを持っていったら、ほかの事務所にならあるかもしれないということで調べたら、ほかの事務所にこの七年十一カ月分の記録が見つかったわけなんです。

それで、問題は、それによって十六年ぶりにやっと見つかった、社会保険事務所が見つけてくれた、それでこの十六年間の年金を下さいと言ったら、先ほどの議論ではありませんが、時効ですから十一年分はあきらめてください、四百九十三万円は不支給です、過去五年間しか払えませんかということになって、今、国と裁判をされているわけでありまして。

このことに関しては、柳澤大臣からも先日の質疑の中で、本人には落ち度がない、社会保険事務所のミスであ

るという答弁もいただいて、大変遺憾であるという答弁もいただいております。

安倍総理、まさに先ほど時効を救済するということをおっしゃいましたが、このように記録がほかの事務所にあったわけですから、本人は払っていたことは明らかになったわけですね。このような方々が、時効によって四百九十三万円、非常に大きな額ですが、もらえない。これについて安倍総理はいかが思われますでしょうか、この実態について。

○安倍内閣総理大臣 まさに今、委員が御指摘になられたように、御本人には落ち度がなかったわけでありまして。落ち度がなかったにもかかわらず、それがわかった段階によって時効だ、これは本人にとってはそんなことは受け入れられない、私もそう思います。だからこそ、これは特別立法を行って、この時効消滅したすべての部分の回復措置を講じていかなければならない。そのために政府・与党で特別立法に取り組んでまいりたいと思います。

○山井委員 安倍総理、しかし私は、立法以前の問題として、本人に正しい年金情報が知らされていなかったわけですよ、あるあると言ったにもかかわらず。社会保険事務所のミスによって。

ということは、これは時効はそもそも適用除外であるということに、そもそもですよ、議員立法以前の問題としてなるはずでありまして、午前中も筒井議員の質問に対して柳澤大臣が、例えば手書き台帳から原簿に書き写すときのミスが社会保険庁が行って、それだけの理由による支給漏れ、明らかな社会保険庁のミスである場合は、現時点においても時効の適用除外であるという答弁をされていますし、また、市町村が記録を社会保険庁にそもそも渡さなかった、あるいは渡さなかったことによって、それによって、本人に何の落ち度もないのに支給漏れになっているのは、現時点においてもこれは時効適用除外だという答弁をされています。

ですから、安倍総理に申し上げたいのは、議員立法以前の問題として、このように本人に落ち度が全くなくて、社会保険庁のミスであるならば、そもそも時効の適用除外だというふうに安倍総理は思われませんか。安倍総理。

○柳澤国務大臣 山井委員から私の午前中の答弁にもお触れになりましたので、私から……（山井委員「短く答弁してください」と呼ぶ）はい。

法律に基づく行政の一般ルール、それから個別の権利救済との調整の問題でございます。

これは、個々の事案に即して個別具体的に判断される、こういうことを申し上げました。例えば、先ほどのオンラインへの入力ミスといった事案につきましても、その一局面だけで、私は先ほどあえて仮定の問題としてお話し申し上げましたけれども、当該事案の全体にわたるさまざまな事情を見きわめて総合的に判断される、しかも……（山井委員「限られた時間ですから結構です」と呼ぶ）結構です。

それで、信義則の話にも私は踏み込ませていただいて御答弁申しましたけれども、これを援用して行政が判断するということが、近時の判例の例としては非常に少ない、やはりこれは裁判所が判断するというようなことが一般的な傾向のようでございます。

そういうようなことで、もともと判例で認められているケースが非常に限定的であることと相まって、立法措置によらないで、行政運用上の対応だけで現在問題となっているようなケースを広範に救済することは難しい。したがって、新たな立法をした方が、はるかに法的な安定のもとで救済が図られるという判断があるものと考えております。

○山井委員 安倍総理、なぜ私がこういう質問をするかということ、これは難しい議論じゃありません。本人には全く落ち度がない。社会保険事務所が一方的に記録をなくしたか、ミスったことによって年金がもらえない。安倍総理、そもそもこれは時効が適用になる方がおかしいですね。

ですから、安倍総理、運用で今すぐにでも改善できることをわざわざ議員立法にして、何か選挙対策に使うような、そういう非常に不純な動機を私は感じざるを得ないんです。そもそも法律の解釈として時効が成り立つはずがないと思うんですが、安倍総理、改めて答弁をお願いします。本人に全く落ち度がなくて、社会保険庁の完全なミスで支給漏れの場合が、現時点においても時効が成立するのか。

○安倍内閣総理大臣 それは選挙対策ということであれば、全く逆じゃないですか。それは法も何も乗り越えて、さっと給付すればいい、こういうことになります。しかし、日本は法治国家ですから、その中で、法にのっとって、我々は責任ある立場ですから、対応をしていかなければなりません。

これは、年金の保険料を払っている方々すべてにとっても納得のいく形にしていく、法律の根拠を持ってやっ

ていかなければならない。そしてまた、かつ、柳澤大臣が答弁をいたしましたように、一件一件個々に、いろいろな状況がある中において、一件一件例えば裁判所が判断するというようになっていけば、かえってこれは膨大な時間がかかっていくわけでありますから、我々もそれは、時効のある方々にその部分は認めないということを行っているのではなくて、むしろ認めるためにどうすることが正しい方法か、このように考えているわけであります。

そこで、私たちはきっちりと、日本は法治国家ですから、法律によって、すべてのそうした今困難を抱えている方々に対して、この時効の部分についても救済をしていこう、こういうことでございます。

○山井委員 安倍総理、答弁がかなり苦しいんですね。そもそも社会保険庁の一方的なミスで、時効になるはずがないじゃないですか。そういう解釈をきっちりとやることで対応できるんですよ。これは、今一言答弁をすれば済む話なんですね。

これは、実は大きな話ですよ。本人がまじめに払ったのに、社会保険庁がミスしたことで、そして時効になって、もらえない、そのことを安倍総理は今認めておられるわけですから、それはやはり法治国家としておかしいわけですよ。そういうことだから、年金の不信は高まるんです。

また次の具体的な被害者の方のお話をしたいと思っております。

実は、本日も傍聴席にお見えになっておりますが、中村正見さんは、国民年金を七年八カ月払ったはずのものが未納というふうに社会保険事務所で言われました。中村美津子さん、奥様は四年四カ月、きょうの資料にもありますように、一括全納されたんですね。三ページにありますように、昭和五十年四月に国民年金に加入した。そのとき既に、正見二十七歳八カ月、美津子二十四歳四カ月、二十歳からの分を全部その当時払うことができたから、正見さんが四万三千三百円、美津子さん三万五千五百円、七万四千八百円を払った。にもかかわらず未納扱いになった。当時二歳の息子を連れて、親子三人で区役所の窓口に行って、これは大きな額ですからね、七万四千八百円、間違いなく払った。にもかかわらず、記録がないということで、今、年金支給が受けられないということになっているわけです。

また、もう一人の隅田美江子さんも、何と十年九カ月も国民年金が未納というふうに役所に言われた。しかし、実はこの方は御主人と年金番号が連番になっておりまして、一緒にずっと払いに行かれていた。御主人はずっと払っている。一緒に払いに行っていた奥さんの年金記録は消えてしまっているということになるわけです。

そして、最後、匿名の方は、おひとり暮らしの六十六歳の女性。この方も、会社を遅刻して毎月国民年金を役所に払いに行った。にもかかわらず五年六カ月認められない。そして非常に苦しんでおられます。

安倍総理、この四人が例外なく言われているのは、勘違いじゃないですか、証拠を出してください、三十年前の領収書を持ってきてくださいということを言われているんですね。安倍総理、やはりこれは領収書がないとこういうのは認めないということになっておりますか。やはり領収書がないとだめなんですか、安倍総理。(発言する者あり)

○安倍内閣総理大臣 確かに……(発言する者あり) 済みません。

○櫻田委員長 御静粛にお願いします。

○安倍内閣総理大臣 大切な年金の審議をして、今お答えをしているんです。ふまじめなやじはやめてください。今……(発言する者あり)

○櫻田委員長 御静粛にお願いします。

○安倍内閣総理大臣 私は静かにしていただかなければ答弁できませんよ。よろしいですか。

今御質問があった中村さんの件、また隅田さんの件、こうした皆さんにとって、それはやはり二十年、三十年前の領収書を持ってこい、こう言われても、それはなかなか、ないという方々もおられるんだろう、このように思います。

隅田さんは、二十歳から昭和五十二年三月までの国民年金保険料が未納とされているわけでありますが、昭和五十五年四月に当時行われていた国民年金の特例納付により支払ったと申し立てておられる、このように承知しております。

また、中村さん御夫妻は、二十歳から昭和五十年三月まで国民年金保険料が未納とされているが、昭和五十年

四月に横浜市鶴見区役所で当該期間の国民年金保険料を支払ったと申し立てている、このように承知をいたしております。(山井委員「説明は結構です。領収書は要るか聞いています」と呼ぶ)

○櫻田委員長 御静粛に。

○安倍内閣総理大臣 この対応についてであります。ここはやはり、私が先ほど申し上げましたように、しゃくし定規によって、領収書がなければだめということではなくて、まず十分丁寧に、そして親切にお話を伺い、調査をしていくことが大切であろう、このように思います。

そして、領収書だけではないですね、そのとき払っていたということを証明できるいろいろな、それは可能性としては十分にあるんだろう、当時の状況はどうだったかということも含めてお話を伺いながら、これは支払っておられたということが間違いのないということになれば、お支払いをしていくということも考えていかなければならない、このように考えております。

○山井委員 でも、それはやはり物証が必要ということですか。何かそういう証拠がないとだめだということなんですか。

例えばこちらにも、保険料の納付のものがありますが、「この領収書は、大切に保存して下さい。」と書いてありますけれども、これがなかったら年金を支給しませんとは、当然書いてないわけなんですね。

安倍総理、大事なところですから、領収書やそれにかわる何か証拠がないと、払ったとは認められないということですか。総理。

○安倍内閣総理大臣 先ほど答弁をいたしましたように、領収書等がない場合であっても、御本人の立場に立って、さまざまな資料に基づいて、納付があったと認められる場合には、記録の訂正を行うという姿勢で臨むべきであろう、このように思うわけでございます。

もちろん、そういう申し立てがあったら自動的にというわけには、これはまさに多くの方々の年金の負担によって成り立っている給付であります、そこはやはり、ある程度私たちは責任ある立場ですから、それはそれなりに責任を持って対応していかなければならない。そこは御理解をいただきたいと思っております。

しかし、そうした、まさにこの方々に落ち度がないにもかかわらず、せっかく今まで負担をしてきたのに給付に欠損があってはならないわけでありますから、そこは、先ほど申し上げましたように、しゃくし定規に考えずに、これはさまざまな資料に基づいて、納付があったと認められる場合は記録の訂正を行うという姿勢で臨んでいかなければならない、私はこう考えています。

○山井委員 安倍総理、そういう抽象的な話ではだめなんですよ。

これは、お一人お一人、額を見てももらえれば、中村正見さんの場合は、これから基本的な平均寿命まで生きていける場合、ここが認められなかったら、二百七十七万円も受けられるべき年金が受けられないんですよ。中村美津子さんは二百万円、隅田美江子さんは何と四百九十七万円、そして、おひとり暮らしの六十六歳のAさんは、本当にこの国民年金しか収入がなくて貧しい貧しい生活をされている中で、これが認められるかどうかで二百五十四万円。二年間も役所や社会保険事務所に通っても通っても、領収書がないからといって何回も追い返され、そして、友人の方々に話を聞いてこいと、そういう扱いを今受けて、多くの方が老後の不安で泣いているわけですよ。それが今の実態なんですよ。

安倍総理、安倍総理は、三十年前の領収書というのは保管されていますか。

○安倍内閣総理大臣 急に言われても、私は今お答えのしようがないと思っておりますが、かつての厚生年金に、サラリーマン時代の記録等はとっております。しかし、今、私、答弁したじゃないですか。今まで社会保険庁の体質に大きな問題があったんですよ。いわば親方日の丸という問題があった。だから、私たちは非公務員型に変えていくんですよ。廃止をして分割していく、解体をして分割していくんですよ。

そこで、今あなたが質問をされた、領収書を……(発言する者あり)

○櫻田委員長 御静粛に。

○安倍内閣総理大臣 やじっておられると皆さんよく聞こえませんかから、私、答えようがないですね。(発言する者あり)

○櫻田委員長 御静粛にお願いします。答弁中でございます。

○安倍内閣総理大臣 先ほど私が申し上げましたように、領収書を持ってきなさいという姿勢自体が、やはりこれは今までの社会保険庁の姿勢だったというふうには私は思いますよ。今までのこの年金の記録の問題、私も本当に憤りを持っている。これはみんなそうだと思います。それをどう変えていこうか、みんなで考えているんじゃないですか。

だから、私が今申し上げましたように、そういうしゃくし定規の対応はだめだ、このようにはっきりと申し上げたわけでありまして。しかし、自動的にというわけにはいかないから、そこで、この領収書以外のもので何とか証明できる方法について親切に対応するように、もしそれが証明できるのであれば、それは証明できる、このように認識できるのであればお支払いをするという方向で対応していかなければならない、私はこのように申し上げているわけでありましてから、当然これは、窓口も今までの対応を変えていくことになる、これははっきりと申し上げておきたいと思っております。

○山井委員 安倍総理、ここは非常に重要な、お一人お一人の人生がかかっているところですから、明確に言ってもらわないとだめなんですけれども、では、領収書以外のものがなくてもいいんですね。今は、ものがなかったら全部はねられているんですよ、これは。ものがなくても可能性はあるということですね。安倍総理、そこははっきり言ってください。ものがなかったら現場ははねられているんです。領収書以外の何らかの証明の紙を出せと言われていたわけですよ、現場は。そこは安倍総理、大事なところですから、紙がなくても救済の可能性はあるということですね。そこをはっきりしてください。

○安倍内閣総理大臣 これは、個々によってさまざまなんだろうと思うんですね。ですから、ここで私が今、ではすべて、これはこういう疑問がある、あるいは、私は払いましたよと言っていただければ、すべての皆さんに給付を出す、そういう無責任なことは言えないんですよ。

ですから、そこはやはり、まじめに個々の案件については当たって、領収書がなければだめだったというのが今までの態度ですよ、それは改めるということをおしは申し上げているわけであって、領収書以外においてそのことを証明できる、客観的に証明できるということになっていけば、これは訂正をするという方向で検討をしなければならない、このように考えています。

○山井委員 安倍総理、これは本来、社会保険庁のミスなんです。お金を取る時は強制徴収で取っておいて、そして、当たり前権利として年金を下さいと言ったら、証明しろ、証明しろと。三十年前の証明をしろと。これはやはりおかしいんじゃないですか。もちろん、思い違いやうそを言う人はだめですよ。でも、そこは、やはり蓋然性が高いときは認めるというふうには踏み込んでいかないと、三十年前の客観的な証拠と言われても、それは非常に難しいわけでありまして。

これは、きょう何度も、国民の年金に対しての不安をおおるなということをおっしゃっています。しかし、今の答弁を聞いていたら、客観的な証拠がなかったら認められないのかというふうには思うじゃないですか。これでは、この多くの消えた年金被害者の方々は、やはり不安はぬぐえないわけなんですよ。

今、民主党で、消えた年金に対する一一〇番をやっております。まさに、確かに払ったと言ったのに門前払いで追い返されて、証拠を出せ、証拠を出せと言われていた方々の悩みが毎日来て、本当に私たちも対応に苦慮するぐらい来ております。

その中で、安倍総理、こういう句を送ってくださった方がおられました。ここで申し上げます。「社保庁が振り込め詐欺とは気がつかず」、自分が振り込んだのに証拠がないと言って払わないのは、結局、これは詐欺じゃないですか。これはやはり、こういうことを変えていかないとだめです。

この被害者の方々もこうおっしゃっていますよ。もし、若い世代の人たちに年金を払って得か損かと言われたら、自分たちのように払ったのに証拠がないと認めてもらえないんだったら、払うより貯金した方が安心だと言わざるを得ないとまでおっしゃっているんですね。

安倍総理、やはりこういう姿勢を変えねばならない。ですから、このような立証責任を、なぜ払ってないのか、払ってないという立証を逆に社保庁の方がやっていく、そういうふうなところまで、安倍総理、これは組み込まざるを得ないと思っておりますよ。要は、払った人に証明させるということは限界があるんです。いかがですか、安倍総理。

○安倍内閣総理大臣 ですから、社会保険庁にも、すべての方々を突合するという努力をさせます。

それと、私は山井さんに聞きたいんですが、じゃ、申し立てがあった人にはすべてお支払いをしろということなんですか、何の証拠も状況がなくても。それと同じことをあなたはおっしゃっているんじゃないですか。(発言する者あり) だから、私は、領収書がなければだめだと言っていたのは、これは改めるということをはっきり申し上げているじゃないですか。領収書がなければだめだという姿勢は改めなければいけない、しかし、申し立てがあればだれにもお支払いするということは、これはだめだというのは山井さんも一緒ですね。それは当然だと思いますよ。

である中で、どう工夫していけばいいかということをおしは申し上げているわけであって、基本的には、領収書がなければ一切お支払いをしません、そういう、いわばしゃくし定規に、親方日の丸に、不親切に対応する姿勢はだめだ、これは私ははっきりと申し上げているわけであって、領収書がなくても何か客観的な、これは証明できるということが、そういうことがわかってくれば、証明できるということになってくれば、これはお支払いをする、こう申し上げているわけでありませう。(発言する者あり)

では、私のどこがいけないのか、具体的に言ってくださいよ。

○山井委員 安倍総理、今大変なことをおっしゃいましたよ。領収書がなくても、客観的に三十年前に払った証明があれば年金を給付すると。そんなものじゃないじゃないですか。払っているわけですから、それを証明しないとお金を給付しない。民間の保険会社や民間の銀行であり得ますか。保険給付を受けるときに、行ったら、保険料を払ったことをあなた証明してください、客観的にと、それが証明できたら預金はおろせませうよ、保険給付しますよ、そんなことあり得ないじゃないですか。だから、こういう被害者の方々は、これは国家的な詐欺だということをおっしゃっているわけですよ。

だから、安倍総理、客観的に証明できるものがないと、年金は幾ら払っても支給してもらえないんですか。そこは大事なところですから、安倍総理。

○安倍内閣総理大臣 私が先ほどお話をしたように、社保庁に対しましても、すべてしっかりと自分たちで当然、突合するという、すべての方々に対して突合するという努力をさせます。先ほど厚労大臣から答弁したとおりです。

そして、今おっしゃったように、領収書がなければだめだ、こう言われている方々、しかし、残念ながら、社保庁にとってもこれはなかなかわからないということも起こり得るわけでごさいます。そこについては、そういう方々が何らかの形で証明するというのをしただけで領収書がなくてもお支払いをする、こう申し上げているわけであって、そして山井さんも、そういう客観的なものがなければ、それをすべて払うのはおかしいというふうにおっしゃったじゃないですか。(山井委員「言っていない、言っていない」と呼ぶ)

ということは、客観的なそういう証明するものがないと、申し出があれば自動的にどんどんお支払いをしてもいいんですか。

○山井委員 これは今、消えた年金記録で問題になっているのは、本人の落ち度じゃなくて、社会保険庁のミスで五千万件もだれが払ったかわからない納付記録が宙に浮いてしまっているわけですよ。本人の落ち度じゃないんですよ。おまけに、その納付記録自体も完全に消えているケースというのも今明らかになっているわけですよ。

ですから、もちろん思い違いとかうそを言う人に払うことはだめです、でも、物証がなくても、話にある程度の蓋然性があるならば、払っていないという立証責任は、逆に社保庁の方にあるんじゃないですかということをおっしゃっているんです。

安倍総理、きょうの傍聴席に被害者の方々が多く来られています。実際、年金記録を消しちゃったと言われている人も来ているわけですよ。そういう人たちにとったら、五千万件調査しても見つからないんですよ。そうしたらどうするんですか。小さなけたじゃないんですよ、これは。四百九十七万円、夫婦で五百万円、証明できなかったら払えませうという、これはそういう次元の話じゃないと思うんですよ。

安倍総理、安倍総理、ちゃんと聞いてくださいよ。安倍総理、だめです、だめです、安倍総理と議論している。

安倍総理、大事なところで逃げないでくださいよ。安倍総理、客観的に証明できるものがないと払えないという答弁では、この消えた年金記録の被害者は救済できない方が多いんですよ。立証責任は本人にあるんだったら

おかしいじゃないですか。払うときは強制徴収しておいて、最後、記録がわからなくなったら、払ったことを本人が証明しろと。

それで、もう一つ、安倍総理、言わせてください。安倍総理。ちょっと聞いてくださいよ、柳澤さん。

ここに書いてありますように、例えば、この中村さん御夫妻も去年の九月にもう申し立てを出しているんですよ、七カ月前に。払ったはずだ、ちゃんと確認してくれと。それから七カ月たってもナシのつぶてですよ。隅田さんも七カ月たってもほったらかし。

つまり、五千万件の調査も進んでいないわけですよ。五千万件あって、この八カ月に統合できたのがたったの百四十三万件。これはゆっくりやっていたら、皆さん体調が悪くなったり、運が悪かったら、もう十年もかかったら、本当に、お亡くなりになる方もいるかもしれないんです。

だからこそ、安倍総理、ここでぜひ答弁をしてください。客観的に証明できるものがなくても、話の内容によって蓋然性があったら、逆に、払っていないという立証責任は社保庁の方にある、そういうふうに変えていかないと、この問題は永遠に解決できませんよ。安倍総理、お願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 今、山井さんはいろいろな議論をごっちゃにされているだろう、このように思いますが、最初に大臣からお話を申し上げましたように、もしかしたら、これは支払いを、今まで年金で加入をしていたかもしれないけれども落ちたかもしれない、そう思っておられる方もおられるかもしれないし、また、それがわからない方々もおられるということなんだろうと思います。

ですから、すべて名前を突合して、そして突合して名前等々が合った方々についてはお知らせをして、もしかしたらあなたの場合は払っているけれども落ちているかもしれません、このように通知をするわけでありまして。そして、通知をした方々については、年金の履歴も通知をいたしますから、この年金の履歴を見て、それ以外について、自分は、ああ、このときは仕事していたなということを思い出していただければ、それを社保庁に言っていたら、これはお支払いをするということになるわけでございます。

そこで問題は、記録そのものがなかなか見当たらないということになってきたところが問題であって、これは全部についてお話をされると、いろいろな方々に私は不安をあおってしまうことになるんだろうと思いますが、大方の方々はこのように、我々は新たな取り組みとして、すべての年金の受給者の方々についても、しっかりと突合をしながら、そして名前が合えば通知をして、履歴を送って、これは我々も当然、社会保険庁としても御相談に乗っていくということになるわけでございます。

そこで、今、記録がなかなか見つからない、この二つのケースでありますから、個別のケースを私にいきなりぶつけられても、どうなっているかということとは答えられないから、今大臣に答えてくれ、こう申し上げたわけでありまして、私は決して逃げているということではないですよ。個別の例について総理大臣の私に聞かれても、個々のケースについて詳細についてわかっていないわけでありまして、今いきなり聞かれているわけですから、今いきなり聞かれているんですから、今いきなり個々の名前がわかるわけじゃないじゃないですか。当たり前でしょう。(山井委員「委員長、もういい」と呼ぶ) いや、そこで、先ほど……(発言する者あり)

○櫻田委員長 御静粛にお願いします。総理が答弁しております。

○安倍内閣総理大臣 先ほども申し上げているように、今、社会保険庁にそういう記録がない場合については、今までは、これは領収書を持ってこなければだめですよ、こうしゃくし定規に答えていた、そこはやはり親方日の丸の組合的な問題があった。私はかなりこれは問題があったということは申し上げているわけであって、しかし、そこで、全く証明がなくてもお支払いをするということは、これはやはりなかなかできないわけでございます。

ここはやはり、何らかの客観的な状況について、ある程度お話をさせていただくなり証明をさせていただくなり、これは領収書以外でも結構ですから。そういうことに対しては、もしそこでこれはそうだとすることが証明できれば、これは訂正をしていくという方向で検討していくのが、私は当然ではないか、こう考えているわけでございます。

○山井委員 総理、やはりそれは逃げていられますよ。私が聞いているのは一言なんです。一般論です。記録、客観的に証明できるものがないときに、立証責任は、本人に行ってしまうのか社保庁にあるのか、それ一点しか聞いていないんです。それはどっちなんですか。安倍総理、安倍総理です。もう時間がないから、安倍総理。(発言

する者あり)

○櫻田委員長 御静粛に。

○柳澤国務大臣 そのことは、ここでも、山井議員との間でも、さんざん議論をしたことであります。法律は、これは申請主義なんです。申請主義になっているんです。ですから、申し出を受けて裁定をするというのが基本的なありようなんです。しかし、そういうことで事実上硬直的にやっていると、事態を解決することはできませんので、私どもは、私どもが持っている情報をすべて、経歴をお知らせして、それで御検討をお願いするという仕組みにしているということでもありますから、ぜひそのところは御理解をいただきたい。これは、何回もここで議論したことであります。

○山井委員 これは注意してください。安倍総理を助けたのか知らないけれども、出てきて、関係ない、私が聞いていないことを答弁しないでくださいよ。

安倍総理、安倍総理。安倍総理、客観的に記録がない、でも確かに本人の方々は払ったということでいろいろな話を総合しても、そういうふうに蓋然性に信憑性がある、そういうときに、立証責任は……

○櫻田委員長 山井和則君に申し上げます。

申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○山井委員 立証責任は本人ですか、社会保険庁ですか。安倍総理、どちらですか。

○安倍内閣総理大臣 ですから、先ほど来申し上げているじゃないですか。ですから、領収書がなければ、これはお支払いしませんよということはもうやらない。これははっきりしているわけでありまして。そして、その上で、しかしながら、この期間については私は払っていますよということは、申し出があったら直ちに、自動的にお支払いをする、そういうことはできないわけでありまして。そこはやはり、社会保険料によって成り立っているわけでありまして。

そこで、社会保険庁も、そういう申し出をされた方と一緒に、これはまさにお話を伺いながら、丁寧に丁寧に調査をしながら、国民の立場に立って丁寧に調査をしながら、そして、そこで払っていたということが領収書がなくても証明ができる、こういう認識を持ってお支払いをする、こういうふうに申し上げているわけでございます。

○櫻田委員長 既に持ち時間が経過しておりますので、山井和則君におかれましては質疑を終了してください。

○山井委員 私がやろうと思ったら柳澤大臣が三分ぐらい関係ない答弁をしたじゃないですか。

最後に一言申し上げます。最後に一言申し上げますが……

○櫻田委員長 持ち時間が経過しておりますので、質疑を終了してください。

○山井委員 柳澤大臣が、関係ない答弁が入ってきたんじゃないですか。だから足りなくなったんじゃないですか。だから一言、もう質問じゃないですけども、申し上げます。

○櫻田委員長 山井和則君に申し上げます。

既に持ち時間が経過しておりますので、質疑を終了してください。

○山井委員 柳澤大臣に注意してくださいよ。質問していないことを答弁して。

安倍総理、結局は逃げられましたね。安倍総理の、客観的な証明を本人がしないと年金を給付しないという、そういう姿勢がこの消えた年金の被害者や年金の関係者を一番不安に陥れているんだと私は思います。こういう状況で議論も深めず、強行採決なんかをすることが一番の年金不信を拡大させるということをお申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。